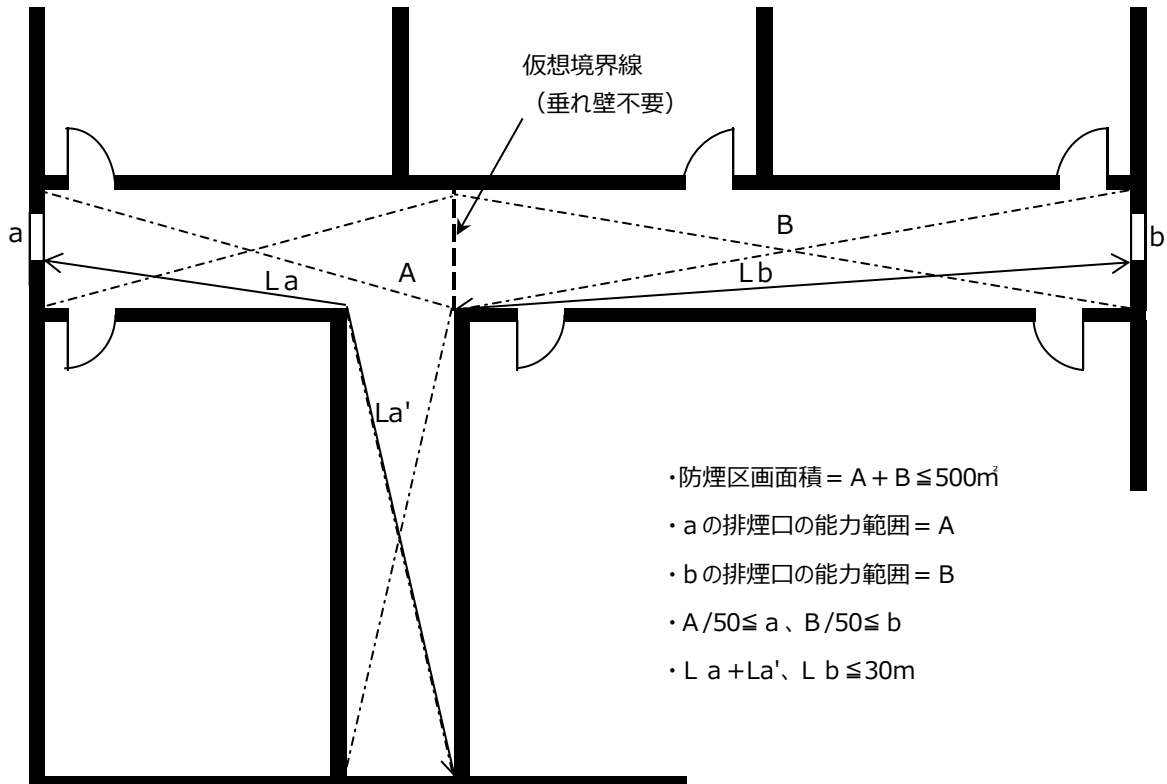


単体規定 1-18	排煙設備
排煙口までの距離	
関連条項：令第126条の3	

【内容】

- 下図のような防煙区画に排煙口を設置する場合、防煙区画内の各部から排煙口までの距離は、次による。



【解説】

- 同一防煙区画内において、一の排煙口からの距離が 30m 以内の部分で仮想境界線を設定し、それぞれの排煙口の能力の範囲内で計算しなければならない。
- なお、仮想境界線上に垂れ壁は不要である。